

(参考)

告示番号 012

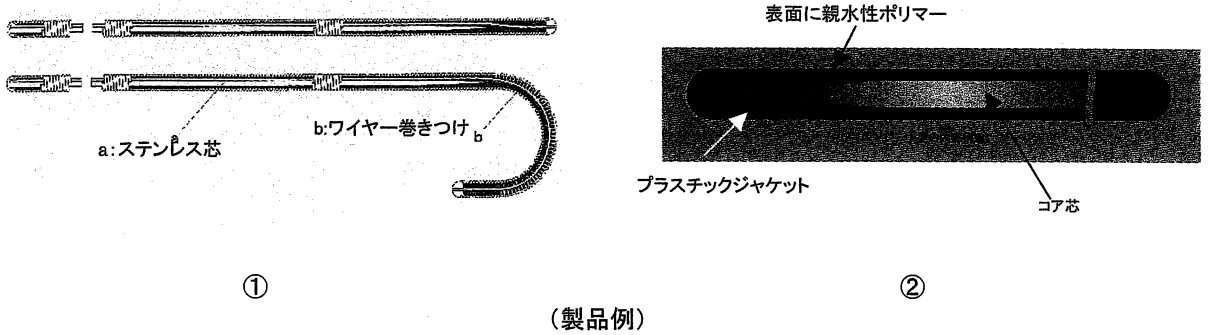
中医協 総-3-2
17.10.5

【1. 特定保険医療材料の定義について】（平成 16 年 3 月 5 日 保医発第 0305007 号）		
告示番号・分野名・定義	機能区分名・定義	機能区分コード 略称・償還価格
012 血管造影用 ガイドワイヤー 次のいずれにも該当すること。 ① 薬事法承認上、類別が「器具器械(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「滅菌済み血管用チューブ及びカテーテル」又は「その他の滅菌済み血管用チューブ及びカテーテル」であること。 ② 血管造影用カテーテルを血管内の造影部位に誘導することを目的に使用するガイドワイヤーであること。 ③ 冠動脈造影用センサー付ガイドワイヤー及び経皮的冠動脈形成術用カテーテル用ガイドワイヤーに該当しないこと。 —機能区分の考え方— 使用目的、使用方法及び構造により、一般用、交換用及び微細血管用の合計3区分に区分する。	① 一般用 次のいずれにも該当すること。 ア 主として一般的な血管造影を行う際に使用するものであること。 イ ②及び③に該当しないこと。	B00201201 (略称なし) 4,380 円
	② 交換用 次のいずれにも該当すること。 ア 主としてカテーテル交換時に使用するものであること。 イ 全長が180cm以上のものであること。 ウ ③に該当しないこと。	B00201202 (略称なし) 7,250 円
	③ 微細血管用 次のいずれにも該当すること。 ア 主として、血管内手術用カテーテル等と併用するものであること。 イ 外径が 0.018 インチ以下で先端部分に造影性を有するもの又は外径が 0.018 インチより大きい、複合ワイヤー機能(ノンコイルシャフト部分とコイル先端部分で構成され、先端造影マーカを有するものをいう。)を有するものであること。	B00201203 (略称なし) 21,700 円
【2. 特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について】（平成 16 年 3 月 5 日 保医発第 0305004 号）		
該当なし		

【3. 分野名・定義の解説】

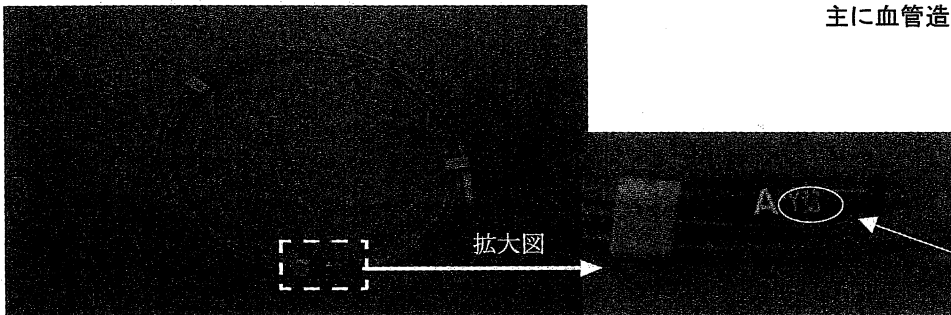
血管造影用ガイドワイヤーは、血管造影用カテーテル等を目的の血管分枝へ挿入する際の誘導役としてカテーテルに先行し進めるものである。

ステンレス製の芯(コア)にステンレス製の細いワイヤーを巻き付けて作り、更に表面にテフロンコーティングを施して滑りやすくしたもの(①)や、コアの超弾性合金やステンレス鋼などにプラスチックジャケットを施し更に親水性ポリマーをコートしたタイプ(②)などがある。



【4. 機能区分名・定義の解説】

① 一般用

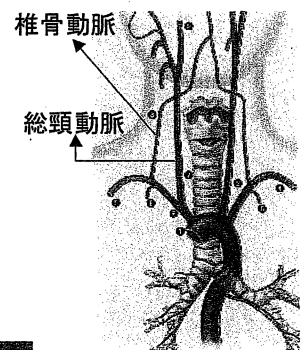


主に血管造影に標準的に使用する

② 交換用

カテーテル交換を行う主なケース

1. 脳血管造影の際、複数の血管分枝(左右の椎骨動脈、総頸動脈)に異なる形状のカテーテルを複数挿入するため、カテーテル交換を行う
2. 脳血管手術の際、脈管造影用カテーテルから脳血管手術用ガイディングカテーテルに交換する
3. 肝動脈における超選択的造影の際に、先端の柔軟なカテーテルに交換する



カテーテル交換の際には、カテーテル全長×2+αの長さを持つ(180cm以上)のガイドワイヤーが必要。

先端と手元側などに金などのマーカがついており、病変長、位置などが測定できるものもある。

